

避難場所太陽光誘導標識灯
設置に関する協定

平成26年11月20日

青 梅 市
有限会社創造社

避難場所太陽光誘導標識灯設置に関する協定

青梅市（以下「甲」という。）と有限会社創造社（以下「乙」という。）は、官民協働による避難場所太陽光誘導標識灯（以下「標識灯」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青梅市内における市指定避難場所への誘導のための、太陽光蓄電方式の標識灯を官民協働で設置することにより、災害時における避難場所の明確化および夜間の犯罪防止を図るとともに、市民の地球温暖化防止の意識を高めることを目的とする。

（費用負担）

第2条 乙は、標識灯の設置および管理にかかる全ての費用を負担するものとする。

（設置場所）

第3条 標識灯の設置場所は、甲乙協議の上選定し、関係機関と調整の上、交通、景観その他の事項に支障のない場所に設置するものとする。

（申請手続）

第4条 乙は、標識灯の設置場所にかかる占有または許可に関する申請手続の全てを行うものとする。

2 甲は、乙の申請手続に必要な協力を行うものとする。

（標識灯の設置・撤去）

第5条 乙は、標識灯の設置および撤去について、乙の責任において実施するものとする。

2 乙は、標識灯の設置に必要な事項について、書面により事前に甲に報告するものとする。

3 乙は、標識灯の設置により生じたとみなされる被害および損壊について、乙の責任により速やかに修理を行い、または必要な措置をとるものとする。

（設置期間）

第6条 標識灯の設置期間は、10年とする。

2 前項の期間満了後は、更に1年間延長することができるものとし、その後もまた同様とする。

3 乙は、標識灯の設置について、地域住民の理解が得られないなど、設置の目的を達し得ないことが明らかな場合は、速やかに撤去し原状に回復するものとする。

(管理)

第7条 乙は、標識灯本来の目的を達成するため、適宜管理を行うものとする。

2 乙は、標識灯が破損、腐食等によりその機能または安全性が著しく低下した場合は、乙の責任において速やかに新品または良品と交換するなどの必要な措置をとるほか、各種保険等への加入を行い、事故対応を確実に行うものとする。

(仕様)

第8条 乙は、標識灯の仕様について、道路交通法（昭和35年法律第105号）等各種関係法令または甲の現状や慣例に適合し、かつ、景観を損なうことのないよう努めなければならない。

2 乙は、標識灯に表示する広告事業者または協賛者等（以下「広告事業者等」という。）の名称または氏名および公共施設の名称について、甲の許可を得るものとする。

3 標識灯には、乙の名称、連絡先および管理番号を表示するものとする。

(連絡)

第9条 標識灯の本来の目的を達成するため、表示内容の改正等について甲乙相互に速やかに連絡できる体制を確保するものとする。

2 乙は、標識灯の交換または補修を行う場合、その場所、方法、期間、内容等必要な事項について全て書面をもって連絡し、甲の了解を得るものとする。ただし、危険排除のための緊急処置については、処理後速やかに書面をもって連絡するものとする。

3 甲は、標識灯に関する乙の活動内容について、問合せまたは質問があった場合には標識灯の目的を伝えるとともに、乙に連絡するものとする。

(広告事業者等)

第10条 乙は、自らの責任において標識灯の設置に必要な広告事業者等を募集し、甲に何らの影響を及ぼすことのないように配慮するものとする。

2 広告事業者等の事業内容および広告内容は、公序良俗に反しないもの

とする。

(啓発活動)

第11条 甲および乙は、標識灯の目的と設置の趣旨について、啓発活動に努めるものとする。

(証明書の携行)

第12条 乙は、標識灯に関する業務を実施する際は、甲が発行する証明書(業者証)を常に携行し、かつ、関係者等から提示の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(協定の解除)

第13条 この協定の解除は、甲乙いずれかが相当の事由により解除の申し出をしたときは、解除することができる。この場合において、解除の申し出は、解除する日の90日前までに通告するものとする。

2 甲は、次のいずれかに該当した場合、通告することなくただちに協定を解除することができる。

(1) 乙が、解散等何らかの理由により組織を有しなくなったとき。

(2) 乙が、甲の再三にわたる指示または勧告に従わないとき。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結日から10年を経過した月の末日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの協定の解除または変更の申し出がないときは、更に1年を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年11月20日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 竹内俊夫

乙 東京都青梅市新町5丁目16番地の19

有限会社 創造社

代表取締役 花田昭雄

証明書（第12条関係）

（表面）

<h2>標識灯設置業者証</h2>	
許可番号	
業者名	
上記の業者は、青梅市との官民協働による「避難場所太陽光誘導標識灯設置に関する協定」にもとづき、標識灯を設置する業者であることを証明する。	
発行年月日 年 月 日	
青梅市長	印

（裏面）

<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 標識灯に関する業務を行う際は、本証を必ず携行すること。・ 本証を他人に貸与し、または譲渡しないこと。・ 本証を紛失し、破損し、または記載事項に変更があったときは、ただちに青梅市に連絡すること。 <p>お願い</p> <p>本証を拾得された方は、下記まで御連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">青梅市生活安全部防災課防災係 電話 0428-22-1111（内線 2504）</p>
